

公益社団法人大阪府剣道連盟代議員選挙規則運営細則

(選挙管理委員会規則)

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人大阪府剣道連盟代議員選挙規則（以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、代議員選挙に関し、必要な事項を定めるものとする。

(当選認定者名簿)

第2条 規則第2条第3項に定める「当選認定候補者名簿」には、本人の承諾を得て登載するものとする。

(選挙公示)

第3条 規則第3条第4項及び第5条に定める代議員選挙の「日時」は、選挙告示（お知らせ）に定めたところによる。

2 規則第3条第4項及び第5条に定める代議員選挙の「実施方法」は、次のとおりとする。

(1) 投票は、投票用紙に候補者1人の氏名を自署して投票箱に入れる。

(2) 投票は、別に定める様式によって行う。

(3) 投票用紙は当日、投票所で交付する。

(4) 投票は、正会員1人1票とする。

(5) 代理投票は認めない。

(6) 正会員は、大阪府剣道連盟が作成した会員名簿との本人確認を経て投票する。

(7) 本人確認は、健康保険証又は、自動車運転免許証等で行う。

(立候補の届出)

第4条 規則第7条に定める「立候補の届出」があった場合、推薦委員会は、立候補者が正会員であるか、推薦人が10名以上であるか、推薦人が正会員であるか、また当該地域に所属しているかどうか等の確認を大阪府剣道連盟の会員名簿で行い受け付けるものとする。

(選挙管理委員会への報告)

第5条 規則第8条第1項に定める選挙管理委員会への報告は、立候補届出期間の初日及び締切期日に行うものとする。

2 規則第8条第5項に定める選挙管理委員会への報告は、選挙実施後速やかに行うものとする。

(代議員推薦候補者名簿の作成)

第6条 規則第8条第5項に定める代議員推薦候補者名簿を作成するにあたっては、地域全体のバランスを考慮するとともに、本人の承諾を得て登載するものとする。

2 当選認定者名簿の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(選挙管理委員会の審査)

第7条 規則第9条に定める選挙管理委員会が行う審査は、代議員の当選認定候補者名簿に登載されている候補者が正会員であるか、承諾を得ているか、代議員推薦委員会において適正になされたか等を審査するものとする。

(会員の意思の確認)

第8条 規則第9条に定める会員の信任の意思の確認は、別記様式第2号によって行う。

2 会員は、信任しない代議員候補者がある場合は、決められた期限までに様式の該当候補者の記載欄に×を記載し、選挙管理委員会に郵送することとし、正会員50名以上から信任しないとされた代議員候補者については代議員として決定しない。

3 正会員50名以上から信任しないとされた代議員候補者を除いた代議員候補者は、決められた期限の経過を持って信任を得たものとする。

(会員への告示)

第9条 規則第5条、第6条第4項及び第8条第3項に定める会員への告示並びに規則第9条に定める会員審査の方法は、大阪府剣道連盟ホームページ及び所属団体(登録団体)を通じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成23年2月14日から施行する。